

ID: 254

担当部署: 上下水道局

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農業集落排水処理施設条例 第13条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第153号					
【根拠条文】						
(使用料の徴収)						
第13条 市は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。						
2 前項の使用料は、下水道条例に準じて徴収する。						
【基準】						
根拠条文及び第14条の規定による。						
(使用料の算定方法)						
第14条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。						
2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。						
(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。						
(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用の状態を勘案して市長が認定する。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日			